

- 二、修養團を労働組合破壊に濫用する事を嚴禁する事
- 三、巢鴨郵便局に於いて現に行はれつゝある修養團支部組織を直に中止すること

昭和四年十月十九日

逓友同志會執行委員會

十月十九日午後交渉委員赤松、當、高地、森本、遠藤、大槻、高崎、七氏は、逓信省に今井田次官、吾妻保徳課長、高木現業調査係長等と會見し嚴重なる抗議をなせる結果左の如き回答を得て圓滿解決した

回答

- (一) 逓信局吉村事務官ノ採レル行動ハ初耳デアル、充分調査シ其ノ事實ヲ確メル、若シ諸君ノ云フガ如キ、事實アリトシレバ其ノ行動ハ大イニ誤レルモノニシテ本省トシテ充分注意シ反省ヲ促ス
  - (二) 部内修養團運動ハ本來労働組合破壊ノ爲メニ作ラレルベキ性質ノモノデハ斷ジテナイ、故ニ若シ修養團運動ヲ通ジテ合法的労働組合ノ破壊ヲ企圖スルガ如キハ最モ誤レル考ヘ方デアル、本省トシテハ、ソウシタ方針ハ、毛頭トルモノデハナイ故ニ事實アリトスレバソレヲ禁ゼシムル
  - (三) 巢鴨局ニ於ケル修養團組織運動ガ不純ナ理由ノ下ニ行ワレツ、アルモノナルヤ否ヤヲ充分調査シ専ラ局内平和ノ維持ニ努メサセル
- 爲めに巢鴨支部に於ける修養團運動は、完全に排撃せる一方一般同運動も漸次不振となり只御用組合幹部の一部によつて繼に其の影を残して居るの現状にある

二、京都問題

(原函)

京都中央郵便局に於ける昨年九月以來の支部組織運動が漸次發展シ發會に迄到らんとするや當局幹部は周章狼狽し、其の切り崩しを策中本年一月十四日たまたま伊藤君が配布せる宣傳ビラに依つて所轄五條署の檢束取調べを受け引續き桑垣外五名の檢束取調べを受けしを寄貨として左翼運動者として前記七名を解雇せしに其の端を發す

部は二月十六日午前六時より總編案すべし。の口頭指令を發す、然るに翌十四日に至り

丸山警視總監の轉旋に依り、十五日午前十時より十二時迄で、逓信省側今井田次官、吾妻×健課長、波多野東京逓信局長其の他四名、本會より赤松會長、當主事、高地執行委員の三名會見折衝の結果左の條件によつて解決した

- (一) 萩野波多野兩名ハ之ヲ再採用スルコト
- (二) 桑垣村上小谷三名ニ就テハ將來思想上何ラ懸念スベキ點ナキニ至リタル時ハ其ノ就職ニ關シ考慮スルコト

解決條項に基き、波多野、萩野兩君は再採用され、桑垣、村上、小谷三君は其の後京都鐘紡の爭議に参加指導し引續き現在總同盟京都聯合會に常任として運動を續ける事になつた

(桑垣君は京都紡績労働組合主事村上君は京都金屬労働組合主事小谷君は聯合會常任執行委員として活躍中)

教育部報告

理論は實際運動の羅針盤であり、又實際運動のみが正しく運動理論を把握し得る、

教育運動は實に此處に重要性を持つ、單に理論に捉われるなく、而かも明確な見透しのもとに果敢なる闘争が敢行されねばならぬ、故に労働組合運動自體、我等が最高の教育運動であらねばならぬ

本年度中に於ける教育事業として

- 一、研究會 各支部を通じて開催回数九回本部より講師を派遣せるもの内二五回講師の重なる者は木村盛、重廣、虎雄、阿部温知、原彪の諸氏及び本部役員
- 二、辯論會 本部主催一回参加一回支部主催六三回
- 三、出版 逓信労働新聞に編輯部員を送つて逓信下級従事員の階級的教育宣傳の効果を擧げ、支部に於て定期刊行機關紙を持つもの五支部不定期七支部、ピラ型ニュース定期發行七支部、臨時發行二支部、延發行回数三五九